2019 年度 DRP 検討委員会 第 5 回会議 議事録

日時: 2020年3月17日(金)9:30~11:20

場所: JPNIC 会議室

1. 議題

- 1. JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改定(案)について
- 2. シンポジウム開催に向けての準備について
- 3. 紛争処理方針および手続規則改正案進行、電子化実施のスケジュールについて
- 4. その他

2. 資料

資料 1 2019 年度 DRP 検討委員会第 4 回会合議事録 (案)

資料 2 JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改定(案)

資料3 シンポジウム開催に向けての準備について

資料4 紛争処理方針および手続規則改正案進行、電子化の実装スケジュールについて

3. 出席者(50 音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合 法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター本部運営委員
担当理事	曽根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC 事務局: 藏增 明日香、林 宏信

JPRS: 白岩一光、佐々木翔、松丸真紀子(遠隔参加)

4. 議事

9時30分に2019年度DRP検討委員会委員長井上氏により開会された。

1. JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改正(案)について

▶ 資料2に基づき説明(山口)

- 前回会合時点での改正案から若干変更した箇所がある。紛争処理方針および手続規則においては現在、「書面」「書類」「文書」といった言葉が混在している。「文書」という言葉を残す必要性がないと思われたので、「書面」ないし「書類」に統一した。ただし、「(主張)書面」、「証拠書類」といった「書面」と「書類」の言葉の使い分けは残っている。「書面」にも「書類」にも、電磁的記録が含まれる。
- 紛争処理方針において現在は、「登録者は、JPNIC 及び JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない」とあるのは、UDRP を参考に「登録者は、JPNIC 及び JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させたりしてはならない」と修正した。
- 手続規則第1条(b)項(c)項において、「登録者」の定義を整理した。「登録者」の定義を新たに設けた。紛争処理方針でも、第1条(b)項で、紛争対象ドメイン名を登録している者を「登録者」と言うことについて定めを設け、整理した。
- 手続規則第1条に(I)項および(m)項を新設した。手続の開始時にドメイン名登録者 に開始通知を郵送でも送ることについて、UDRPと揃える意味でも(I)項で定めを 設けた。オンライン上に書類を載せることは「電子的送信」とした。開始通知に は添付書類等はつけない。送付手段については、電子メールで送付する余地は残 すようにした。
- 「送信」や「送付」といった言葉を揃えた。「連絡通知」を「送信通知」に替える 等も行った。

- 和解の手続きに関する定めの中で「JPドメイン名紛争処理手続」「手続」、「中断」「一時停止」といった言葉の揺れ見られたので、それぞれ「JPドメイン名紛争処理手続」、「中断」に統一した。和解に達した場合については「両当事者が和解に達したら、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って当事者間の和解契約の要旨を紛争処理機関に提出する。」とし、補則を参照するようにしている。和解の要旨に関するフォームは紛争処理機関が定める。当事者間で和解が成立した場合、手続が終了することになるが、ドメイン名の移転は自動的には行われない。このため、和解が成立した場合、当事者が JPRS に通知し、必要な対応が行われる必要がある。その旨の規定を入れた。
- 手続規則第19条で、「維持料」とあるのを「登録更新料」に変えた。
- 他に、JIPACにおいては、通知や書式のフォーム等を変える必要がある。また、補 則やホームページも変える予定。
- クラウドシステムを試験運用した結果、修正の必要が生じる可能性はあるが、紛争処理方針および手続規則の改正案はほぼ出来上がった状態である。
- ▶ 5月の JPNIC 理事会で改正案について承認を得る予定。
- ➤ ただし、JPNIC および JIPAC ともに、新型コロナウィルス感染症をめぐる状況下で、見通しが立ちにくい状態。JIPAC/日弁連における職員の異動等も影響する。改正された規則の実施日は状況に鑑みて決めることとする。
- ➤ 2019 年度 DRP 検討委員会の活動報告としては、規則の改正案について報告を行うこととする。

2. シンポジウム開催に向けての準備について

▶ 資料3に基づき説明

- シンポジウム、主催は JPNIC および JIPAC。後援は日本弁護士連合会、日本弁理 士会および、一般社団法人日本国際紛争解決センター (JIDRC) の予定 (内諾は 得ている)。(JPNIC 林)
- 2017 年度および 2018 年度の、DRP 検討委員会の委員、JP-DRP 裁定例検討専門 家チームのメンバーおよび JIPAC のパネリスト候補者にも案内をする。(JPNIC 林)
- 一般社団法人日本国際紛争解決センター(JIDRC)運営予定の会場は現在内装等

の仕上げに入っており、3月30日に開場の予定。同会場は、紛争解決のための会場として開設されるもの。一番広い部屋がシアター形式で150名程、スクール形式で80~90名程収容できる。(早川)

- プログラムについては、午前のプログラムと午後のプログラムを想定。午後の二部および第三部で、moomin.jp 事案と 別れさせ屋.jp 事案を紹介することは決定しているが、後はどのようにしたらよいか。(JPNIC 林)
- 事案紹介に限らずとも、WIPOのOverview 3.0の紹介などでもよいのではないか。 (山口)
- moomin.jp 事案および、別れさせ屋.jp 事案の紹介が第二部および第三部の核になるとは思うが、裁定例検討専門家チームで扱った事案や議論も報告したいとは思う。第二部および第三部の中で、それぞれ最初の 40 分程度で moomin.jp 事案と別れさせ屋.jp 事案を中心に裁定例検討専門家チームで扱った事案全体のうち半分程度について紹介し、後半 30 分でパネルディスカッション、後は 20 分程度議論や質疑。評釈作業の過程において WIPO の Overview 3.0 をかなり検討したので、Overview 3.0 に関する話も報告の中で散りばめてもらう等ではどうか。Overview 3.0 の紹介は日本での実例に絡めて紹介しないと、ただの紹介になってしまい、あまり意味がないのではないか。シンポジウムは JIPAC のパネリスト候補者にも参加して頂くことを考えている。(早川)
- 第二部、第三部にタイトルをつけると思うが、どのようになるだろうか。(JPNIC 曽根)
- シンポジウム参加者がドメイン名紛争や JP-DRP に詳しいとは限らない。別れさせ屋.jpや moomin.jp の事案は要件の話とは違う次元の話のように思う。裁定例検討の中で議論した第一から第三要件の話や要件に関わる話も含めた方がよいのではないか。(山口)
- 第二部と第三部を分ける必要はないかもしれない。第二部を3時間で行い、途中で休憩を入れればよいか。第二部のタイトルは「JP-DRP 裁定例検討からの課題と将来の方向性」ということではないか。(早川)
- ▶ 第二部と第三部を分けなければならない必要性はないので、午後の時間帯3時間を1セッションとする。
- ➤ 裁定例検討チームの裁定例検討の目的や活動報告。そこで第一要件から第三要件と、 それらの要件に関連する事案の紹介や留意点に触れる。要件の話とは別に別れさせ 屋.jp 事案や moomin.jp 事案を報告。休憩後に、パネルディスカッション、議論や質疑の 構成とする。

- ▶ 7月10日のシンポジウムの開催可否については、5月のJPNIC理事会の時点を目処に判断する(会場予約は当面仮予約の状態)。
- ▶ 一般への案内や参加受付の時期、方法等は追って検討する。
- ▶ 当日(リアルタイム)のネット配信(オンライン)参加は行わない(録画は行うので後から配信等は可能)。
- ▶ シンポジウムの告知は2ヶ月前ではギリギリなので、留保付きで早めに行う(3ヶ月前を目指して、4月に入ったら開始する)。
- ➤ 裁定例の検討結果の報告者として登壇して頂くために、裁定例検討専門家チームのメンバーに登壇を打診する。パネリスト候補者へはシンポジウムの案内は行う(JIPAC のパネリスト候補者からも数名~5 名程度パネルディスカッションに参加して頂く。
- ➤ moomin.jp 事案の紹介は卜部委員が、別れさせ屋.jp 事案の紹介は早川委員が行う。パネルディスカッションの進行は井上委員長が担当する。裁定例検討専門家チームのメンバーそれぞれには何らかの形での登壇を依頼することとする。
- 3. 紛争処理方針および手続規則改正案進行、電子化実施のスケジュールについて
 - ▶ 手続電子化に向けた、主に手続規則の改定については、意見募集(パブリック・コメント)は行う必要はないと考える。(委員およびJPNIC)
 - ➤ 試験運用等で課題が見付かった場合には、次の改正以降の新たな課題として扱う。(早川 および JPNIC 曽根)

4. その他

- 2020年5月13日のJPNIC理事会に、2019年度DRP検討委員会の活動報告を上程する。
- ➤ 2018年度からの課題として、公開代行サービス等の利用事案への対応というものがあったが、本件については、規則改正は必要ないものと考えるとの結論(公開代行サービス提供事業者が応答しなかった場合、現時点では運用で対応することとし、規則改正の必要性は認めなかった、との判断)。

以上をもって、DRP 検討委員会委員長の井上氏により会議は11時20分に閉会された。

以上